

理容師・美容師店舗運営における規制の状況等について

2007年8月31日(金)
キュービーネット株式会社
代表取締役社長 岩井一隆

ヘアカット専門店「QBハウス」の事業概要

1996年11月1日、第1号店「QBハウス神田美土代店」を開設。

2007年7月末現在、国内で361店舗を運営。

(補足 シンガポール16店舗、香港12店舗、タイ7店舗)

2007年7月の国内来店お客様数 974,657人

当社第12期(2006年7月～2007年6月)の年間来店お客様数 10,604,639人

(補足 約3割が女性のお客様)

2006年の理美容市場規模は 2兆3,355億円(理容7,257億円 美容1兆6,097億円)

(出典;理美容マーケティング総鑑2007年版、(株)矢野経済研究所)

ヘアカット専門店事業に関わる規制、及び要望

理容師法； 理容の業は理容師でなければ行いえず、理容師は理容所以外において業を行い得ない。

美容師法； 美容の業は美容師でなければ行いえず、美容師は美容所以外において業を行い得ない。

当方の要望；

ヘアカットのみ行う専門店において、理容師・美容師の区別なく、同一店舗で混在して勤務することを認めていただきたい。

美容師・理容師資格試験の範囲について

ご質問は、

「美容師、理容師資格制度のそれぞれの試験範囲は適正であるか。
ないとしたら試験範囲をどこまで狭めることが出来るか。」というものでした。

当方は、それぞれの試験制度範囲について、適正か否かを評価する立場にはないと考えますが、それぞれの資格につきかなりの共通部分があるにも関わらず、例えば美容師の方が理容師の資格を取得しようとする場合、改めて理容専門学校に通い直さねばならない現行制度には、効率化の余地があると考えております。

当方の考えをご理解いただくために、美容師・理容師資格制度の歴史と変遷につき次ページにて簡単にご説明いたします。

理容師・美容師資格制度の歴史(日本国憲法制定まで)

そもそもわが国の理容師・美容師は、「髪結い」を同根としており、昭和22年に理容師法が制定されるまでは、各都道府県の地方長官が一般的な行政権の行使として規則を制定し、指導も警察当局が担っておりました。

当時の具体例として、東京都は明治34年に「理髪営業取締規則」を制定しておりますが、同規則では現在の理容のことを剪髪(せんぱつ)といい、現在の美容のことを結髪(けっぱつ)といい、両方をあわせて理髪と規定しておりました。

理容師・美容師資格制度の歴史(日本国憲法制定後)

- 昭和22年 公衆衛生の観点から、昭和22年の第1回国会において内閣提出の「理容師法」が可決成立しております。同法は理容・美容の区別なく規制する法律でした。
- 昭和26年 美容師に関する制度の理容からの独立を主張してきた美容業界の要望を反映し、法律の名称が「理容師美容師法」に改められました。
- 昭和32年 パーマネントウェーブ、美顔術の導入によって施術内容を変化させた美容業界からの強い要望に応える形で、新たに「美容師法」が制定されました。
結果、それまでの「理容師法美容師法」が改正され、美容に関する規定が削られて「理容師法」となっております。
- 平成7年 従来、中学卒業者とされていた理容師、美容師の要請施設の入所資格が高校卒業者となりました。

理容師・美容師の資格統一に関して

近年の新規理容師合格者数の推移を見ますと、制度の統一の可否はともかくとして、美容師資格に自然と収斂されていくのではないかと考えております。

私どもがご提案したいのはむしろ、両資格に共通する部分を統合した形です。カリキュラムでも共通の部分が多いのですから、「ヘアカット専門師」のような形で土台を共通化し、ヘアカラー、パーマメントのようにより幅広い知識・技能を身につけたいと考える人は次の段階に進む。そうした2階建ての仕組みは検討できないでしょうか。

現状の制度では資格取得するのに昼間で2年、費用も3百万円程度かかります。これでは、早く技術を身につけて世に出て働きたい、という若者の道や、リストラされたサラリーマンが技術を身につけ再挑戦しようという道を狭めているだけです。

資格制度と技能検定試験の役割分担について

衛生関連の知識をしっかりと学び、基本的な技術を身につけ、それに対して国がお墨付きを与える現在の資格制度は当然継続すべきと当方も考えます。

現在、シンガポール、香港、タイにてQBハウスを運営し、現地スタイリストを雇用しておりますが、日本人スタイリストの技術力は世界でもかなり高い水準にあることは間違いありません。

当方が主張しておりますのは、理容師・美容師がそれぞれ発展させてきた得意技術は尊重するものの、共通部分を敢えて違う業種として規制することの非効率性の改善です。

業界及び有資格者の考え

近年の美容業界の成長、また理容師がどんどん減少していくなかで、資格統合や当方が主張している共通部分の統合には、理容業界の反発が大きいと思われます。

また高い授業料を払い、2年間努力して取得した資格ですから、理容師、美容師の方々はそれぞれ高いプライドを持っており、お互いの垣根がなくなっていくことについては、正直なところ気持ちの良いものではないかもしれません。

しかしながら、私どもが訴えかけたい点は次の2点です。

一つは、規制は消費者の安全を守るためのものであり、決して業界を守るためのものであってはならない、という消費者第一主義。

もう一つは、本件規制の緩和により、技術を身につけ早く世の中に出たいという若者や、リストラにあったが手に職を身につけて再チャレンジする道が広がる可能性。

以上から、まずはヘアカット専門店における理容師、美容師の混在勤務を認めていただき、将来的には半年程度で資格取得できる「ヘアカット専門師」のような資格制度の創設を目指していくことを考えております。

参考データ 理容師・美容師数及び理容室・美容室数の推移

出典：保健・衛生行政業務報告（厚生労働省）

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
理容室数 (単位;店)	140,599	140,374	140,130	139,548	138,855
理容師数 (単位;人)	250,764	252,124	251,981	250,767	250,407
美容室数 (単位;店)	205,204	208,311	210,795	213,313	215,719
美容師数 (単位;人)	368,057	383,214	394,478	404,674	416,707

参考データ 理容師・美容師国家試験合格者推移

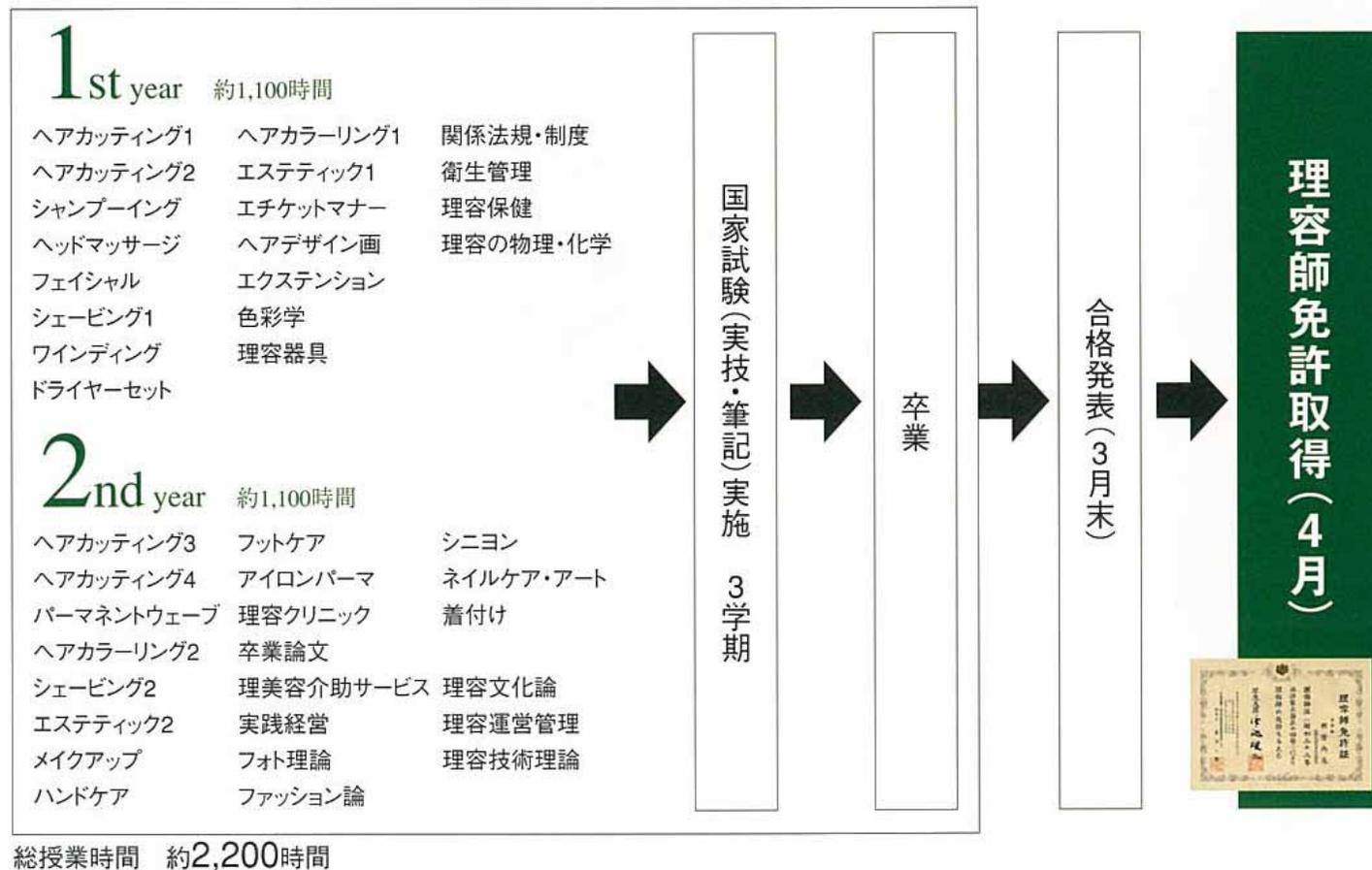
出典;財団法人理容師美容師試験研修センター

		第14回 (H18年7月)	第15回 (H19年2月)
理容師 (単位;人)	受験申込者	1,790	2,353
	合格者	772	1,526
美容師 (単位;人)	受験申込者	11,021	27,669
	合格者	4,417	21,734

参考データ カリキュラム比較(理容師の場合)

◎理容師免許取得への道

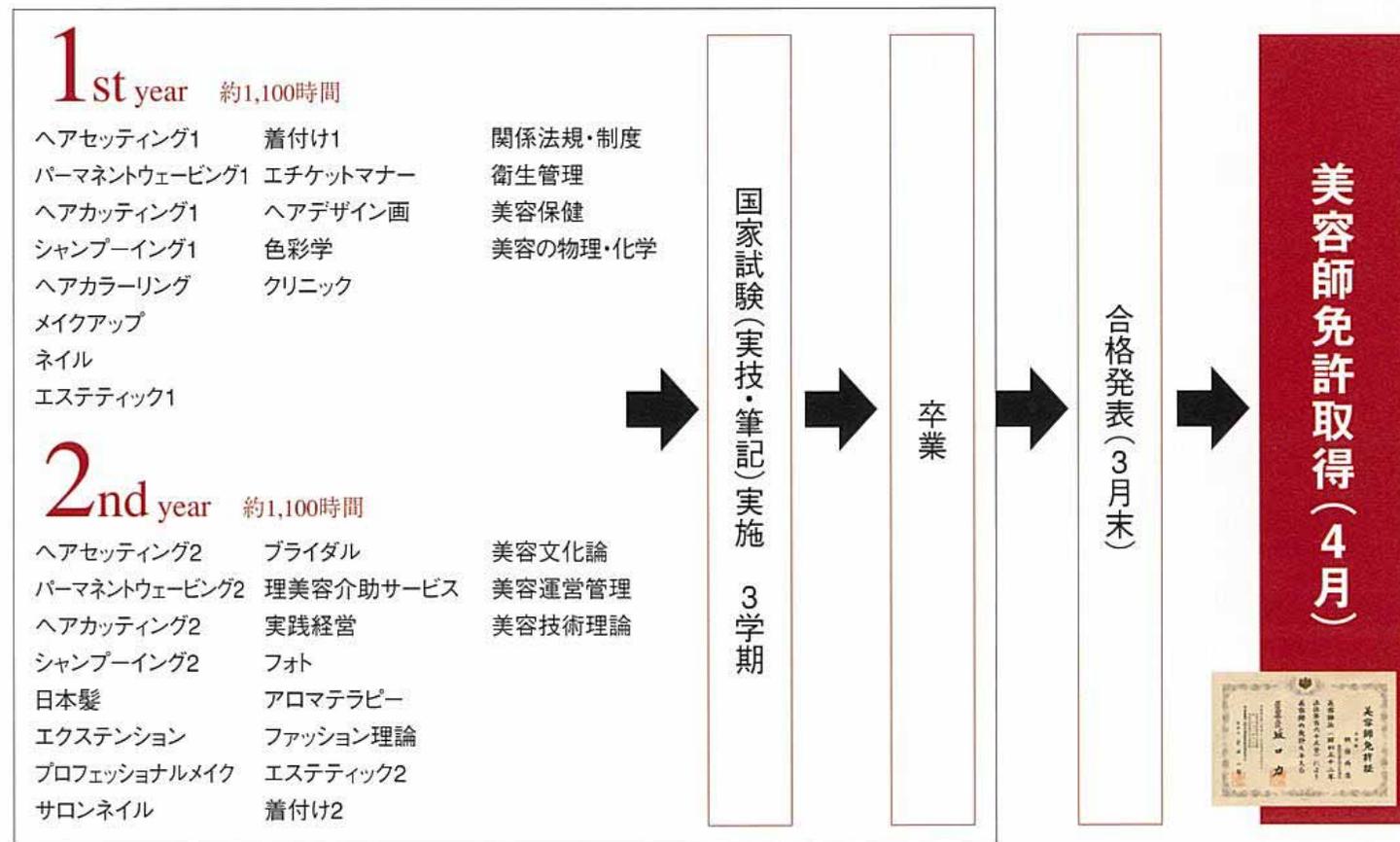
1年目には、理容師として必要な基本技術を徹底的にマスターします。また、ヘアデザイン画、色彩学、理容器具など、理容師としてのセンスや知識を身につけます。2年目には、より実践的な技術を学ぶとともに、メイク、ネイル、着付け、理美容介助など、理容師としての活躍の場を広げる科目を受けることができます。



参考データ カリキュラム比較(美容師の場合)

◎美容師免許取得への道

1年目から、カット、セット、メイク、ネイル、エステ、着付けなど、人を美しくするための一連の技術を基礎から身につけていき、美に対するセンスも育てていきます。2年目には、プロフェッショナルの現場で通用する人材になることを意識し、美容の技術にさらに磨きをかけ、実践で応用できるように学んでいきます。



総授業時間 約2,200時間

カリキュラム比較(類似性について)

前2ページは都内の理美容専門学校の学校案内に記載されているものです。

理容師免許取得カリキュラムが全2,200時間で41科目。

美容師免許取得カリキュラムが全2,200時間で36科目。

科目が一致するものが、23科目。似たものを含めれば25科目が一致しています。

それぞれが得意とするカットやパーマネットウェーブのスタイルはあるが、消費者にとって最も関心があり、国の規制が必要とされる衛生面における課程は全くと言って良いほど同じです。